

ニュースレター

2021年4月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。



株式会社ルミ エールコンサルティング

大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目2-12
本町TDビル5階
TEL: 06-4256-1275 / FAX: 06-4256-1276



厚労省が公表 雇用調整助成金等の今後の特例措置の縮減予定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置は、緊急事態宣言の発令もあり、現在のところ設けられたままとなっています。特例措置については、以前から縮減の予定であることが示されていましたが、昨日、厚生労働省から以下の公表がありました。

1. 2021年5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、先般（2021年2月12日）公表した「新たな雇用・訓練パッケージ」を踏まえ、2021年5月・6月の2ヶ月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定。

そのうえで、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する予定。

2. 雇用調整助成金等の雇用維持要件について

現在、一定の大企業及び全ての中小企業を対象として、解雇等を行わない場合の助成率を10/10としており、これらの企業の2021年1月8日以降4月末までの休業等については、2021年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断している。（※）

（※）雇用維持要件が緩和されていない企業は、2020年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

5月・6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、2021年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとする予定。

（上記に該当しない企業については、2020年1月24日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断。）

この内容は、事業主に政府としての方針を表明したものであり、施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要になります。厚生労働省は現時点での予定としていますので、今後の厚生労働省令改正等に注目していく必要があります。



検討が進むテレワークガイドラインの改定と新設されるチェックリスト

新型コロナウイルス感染症の影響で、企業で導入が進むテレワーク（在宅勤務）については、昨年12月25日に報告書がとりまとめられ、企業がテレワークを行う際の労務管理上の対応方法等について記述したテレワークガイドライン（平成30年2月策定）について、全面的に刷新、あわせて企業の参考となるチェックリスト、Q&A等が作成されることになっています。

2021年3月16日に開催された厚生労働省の第167回労働政策審議会労働条件分科会ではガイドライン案とチェックリストが資料として提示されています。チェックリストは、事業者用と労働者用の2種類が用意され、各々以下のような大項目に設けられた項目をチェックする形になっています。

テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

- 1 安全衛生管理体制について
- 2 安全衛生教育について
- 3 作業環境
- 4 健康確保対策について
- 5 メンタルヘルス対策
- 6 その他

自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

- 1 作業場所やその周辺の状況について
- 2 作業環境の明るさや温度等について
- 3 休憩等について
- 4 その他



刷新されるガイドラインは、現行のものより多くの項目について示されることになる予定であり、チェックリストとともに今のうちから確認しておきたい内容です。



傷病手当金の医師の証明も 押印廃止

昨年末から一気に進んだ役所への提出書類の押印廃止ですが、先日、協会けんぽから取扱いについて改めて公表がありました。

健康保険における押印廃止は、事業主および社会保険労務士の押印を不要とするとともに、医師による意見書の押印も不要とされました。ただし、口座振替申出書における「金融機関登録印」については、押印が必要な届出であるため、引き続き押印が行われることになっています。

これに関連して、各種申請書ごとの押印の要否について、協会けんぽが一覧表を公開しています。基本的には上記の考え方であるものの、出産育児一時金支給申請書において、市区町村長記載欄は押印を継続することになっている等、注意が必要な書類もあります。



協会けんぽから押印の廃止に関する一覧表が公開されているので、確認してみるとよいでしょう。

■ 参考

協会けんぽ「[押印の廃止について（各種申請書）](#)」

協会けんぽ「[協会けんぽへの各種申請書押印廃止の取扱いについて](#)」



新型コロナの影響を受け 創設・変更された助成金

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の影響により、従業員の雇用維持に向けて在籍型出向を活用する事業主や、新型コロナにより離職し、就職を希望している求職者を雇用する事業主への支援として、2021年2月5日に助成金の創設・変更がありました。



1.産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金は、在籍型出向を行う出向元事業主と出向先事業主の双方に対して支給されるものです。助成金の内容は、対象労働者に係る以下の2種類の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、その申請に基づきそれぞれの事業主に下表の額が支給されます。

出向運営経費とは、出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費であり、出向初期経費とは、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等、出向の成立に要する措置に必要となるものを指します。

産業雇用安定助成金の助成率・助成額

出向運営経費

	中小企業	中小企業 以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・出向先の合計)	12,000円/日	

出向初期経費

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が異業種からの受け入れる場合について、助成額の加算を行う。

2.その他の助成金

①トライアル雇用助成金

新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコースが創設され、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3ヶ月間試行雇用した場合に助成されます。

②キャリアアップ助成金

紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主について、2020年1月24日以降に新型コロナの影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する人を紹介予定派遣の後、派遣先の事業所に正社員として直接雇用した場合、本来、直接雇用前にその事業所に従事していた期間について6ヶ月以上の期間継続している必要がありましたが、2ヶ月以上6ヶ月未満でも支給対象となります。

③人材開発支援助成金

特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コースにおいて、「業種転換後に従事する職務」に関する訓練も助成対象になりました。

助成金には様々な要件が設けられています。まずは助成金制度の概要を把握し、活用できるものがあれば事前に詳細をご確認ください。

経営情報

打倒コロナ！ 攻めの補助金が新登場 事業再構築補助金



第3次補正予算の中で特に目を引くのが、1兆円超の巨額予算が投じられる「中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）」。

これまでのコロナ対策関連の補助金等は、主に事業の継続や雇用の維持を目的としたものでしたが、今回はこれらとは違い、次へ進むための補助金です。変化に対応し思い切った挑戦を試みる企業を、力強く後押ししてくれます。



補助額は1社あたり100万～1億円

対象は、①コロナで売上が減少し、②事業計画を立てて取り組み、③一定の目標を達成する中小企業等。小規模事業者や個人事業主も対象です。具体的な要件は次の通りです。

●対象となる中小企業等

- ① 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月（連続でなくてもよい）の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少
- ② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③ 3～5年で付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上か、従業員一人あたり付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上増加を達成

●例えばこんな場合に…

飲食業	居酒屋経営	オンライン専用の注文サービスを新たに開始
	喫茶店経営	飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼菓子のテイクアウト販売を実施
製造業	半導体製造装置部品製造	半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始
	伝統工芸品製造	百貨店での売上激減により、ECサイト（オンライン上）での販売を開始
運輸業	タクシー事業	新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得して宅配サービスを開始

サービス業	高齢者向けデイサービス	一部事業を他社に譲渡。別の事業を買収し、病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始
情報処理業	画像処理サービス	映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向け診断サービスを開始

●補助額と補助率

まずは通常枠が、そして無事ステップアップを果たした事業者には、卒業枠やグローバルV字回復枠が用意されています。

補助額と補助率		補助額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3
	卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2（4,000万超は1/3）
	グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

この他、緊急事態宣言特別枠もあります。

電子申請用のID取得が先決

電子申請での受付となり、**GビズID**が必要です。GビズIDができるまでには2～3週間ほどかかるため、申請をお考えの場合は、事前に取得しておかれるとよいでしょう。

GビズID : <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

参考：経済産業省「事業再構築補助金」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosaihoutiku/index.html>
ご紹介した内容は、2021年2月17日時点の公表情報をもとに作成しています。最新の情報は上記URLにてご確認ください。

4月から新入社員を受け入れる企業は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、取引先の休業日の確認を行いましょう。

2021年4月

お仕事備忘録

1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長
2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更
3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）
4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止
5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
6. 社会保険料率等の変更
7. 労働者名簿の調製

1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長

令和2年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告・納付は、1月の緊急事態宣言の発令に伴い、4月15日まで延長されました。
また、所得税の確定申告の振替日、個人事業者の消費税の振替日も、それぞれ5月31日、5月24日に延長されています。

2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更

4月から36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなります。3月末からは、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）

4月より、従来の65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会を確保するため、定年引上げや継続雇用制度導入などの「高年齢者就業確保措置」を講ずることが努力義務になります。

4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止

4月1日以降、社会保険の賞与支払届や算定基礎届に添付する総括表が廃止されます。これに伴い、賞与を支給とする際は、新たに「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」により届け出ることになります。

5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

6. 社会保険料率等の変更

令和3年度の雇用保険料率は令和2年度より変更はありません。協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。

7. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	木	先負	
2	金	仏滅	
3	土	大安	
4	日	赤口	清明
5	月	先勝	
6	火	友引	
7	水	先負	
8	木	仏滅	
9	金	大安	
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	先負	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	●申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付（緊急事態宣言により、3月より期限延長） ●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	○所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月31日（月）に延長されました。
20	火	大安	穀雨
21	水	赤口	
22	木	先勝	
23	金	友引	○個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月24日（月）に延長されました。
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	昭和の日
30	金	先負	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）